

こどもまんなか社会の推進

子育て世代への経済的支援の拡充

現 状

- ・和歌山県の人口は1985年の約108万7千人をピークに減少に転じ、2024年4月1日現在では約88万5千人
- ・第二次ベビーブーム時の1973年に18,590人であった出生数も、2022年には5,238人まで減少
- ・合計特殊出生率は1975年から人口置換水準の2.07を下回っており、2022年は1.39
- ・理想のこども数を持たない理由として、「子育てにお金がかかりすぎる」などの経済的理由が一番多い

【本県の取組】

● 子どもの医療費助成制度

- ・医療費の自己負担分を助成

| 対象 | 就学前 | 小・中学生 | 18歳まで |
|------|-------------|-------|-------|
| 負担割合 | 県・市町村（各1/2） | 市町村負担 | 市町村負担 |
| 実施数 | 30市町村 | 30市町村 | 26市町村 |

● 幼児教育・保育の無償化

- ・国の支援対象となっていない利用料・副食費の一部について県、市町村で負担（各1/2）

〈主な支援策〉

| | | |
|-----|------------------------------------|-------------|
| 利用料 | ・年収約270万円以上360万円未満相当世帯の第2子（0～2歳児） | |
| | 国 1/2支援 | 県・市町村 1/2負担 |
| 副食費 | ・年収360万円以上相当世帯の第3子（3人とも入所している場合除く） | |
| | ・認可外保育施設の年収360万円相当未満の第2子、全ての第3子 | |

● 学校給食費の無償化

- ・一部市町村が独自に給食費の全額無償化を実施
- ・10月から県が無償化している市町村に一部補助（臨時交付金を活用）

〈令和5年度市町村の無償化実施状況（期間限定を含む）〉

| 対象校種 | 小中学校 | 小学校のみ | 小中学校（対象者限定） |
|------|-------|-------|-------------|
| 実施数 | 18市町村 | 1市 | 3市町 |

課題

- ・物価高騰などにより子育て世帯の経済的負担が更に増大し、若い世代が子育ての将来展望を描けない状況にある
- ・対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無等、市町村の財政力により市町村間での格差が生じている
- ・制度の維持や更なる制度拡充には恒久的な財源が必要となり、市町村財政において大きな負担となっている

こどもを産み育てたいと希望する人が、子育てを断念する状況を阻止しないと少子化の流れが変わらない

具体的な措置

どこに住んでいても安心してこどもを産み育てられる環境づくりのため、子育て世代に対する以下の経済的支援に取り組むこと

- 1 こども医療費助成制度の創設を早期に実現すること
- 2 すべての子どもの保育料及び主食費・副食費を、世帯の所得にかかわらず無償とすること
- 3 学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること

不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設

現 状

●不妊治療の現状

- ・不妊の検査または治療経験がある夫婦は、4.4組に1組(「第16回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所)
- ・不妊治療によって誕生する子は、14.3人に1人(「不妊治療に関する支援について(2023年4月1日版)」こども家庭庁)

●生殖補助医療の保険適用の対象の拡大

- ・2022年4月から、「生殖補助医療」の体外受精・顕微授精等の基本的治療は保険適用
- ・ただし、先進医療と認められた医療技術については、保険診療と組み合わせて実施することが認められているものの、全額自己負担

「先進的な医療技術として認められる技術(例)」

※子宮内の環境を遺伝子レベルで調べる検査、高性能顕微鏡によって選別した精子を使って顕微授精を行う手法等

<本県の取組（概要）>

「先進医療」にかかった自己負担分の7割を助成(上限10万円)



課 題

- ・先進医療は保険適用対象外となっているため経済的負担が大きい
- ・希望する誰もがこどもを産み、育てることができる環境整備が必要

具体的な措置

不妊治療において、保険適用範囲の拡大などの改善を図るとともに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと

「令和の日本型学校教育」推進のためのICT環境整備に対する支援の充実

現 状

●国の動向

- ・国策である GIGA スクール構想の第2期を見据え、義務教育段階における公立学校の児童生徒1人1台端末の着実な更新を行うための財源を措置
- ・教育のICT化に向けた環境整備計画（無線LANや大型提示装置、ICT支援員等）については、地方財政措置を令和6年度まで2年間延長

●本県の状況

- ・義務教育段階における公立学校の児童生徒1人1台端末の更新費用については、国の財源措置を充てるための基金を設置（2024年3月）
令和6年度から順次、県内全ての自治体において更新を予定
- ・県立学校においては、授業で使用する全ての教室への無線LAN、大型提示装置の整備が出来ていない

課 題

- ・公立高等学校の生徒1人1台端末について、令和2年度に国の交付金を活用して整備を行ったものの、更新については、交付金等の予定がなく国の十分な財政支援が必要
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のため、引き続きICT環境の整備が必要不可欠であるが、各事業ごとの地方財政措置額が不明確

具 体 的 な 措 置

- 1 公立高等学校における生徒1人1台端末の環境を維持できるよう、国が継続的かつ十分な財源措置を講じること。特に端末更新については、全額必要な財政措置を講じること
- 2 学校のICT環境整備に講じられてきた地方財政措置については、それぞれの措置額を明確にした上で、その全額を補助金による財政措置に切り換えること